

【かぎん期日指定定期預金規定】

2020年4月1日 現在

1 【預入れの最低金額】

かぎん期日指定定期預金の預入れは一口1円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2 【自動継続】

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的にかぎんリレー期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳または証書記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3 【預金の支払時期等】

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日）から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定した満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとして扱います。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

4 【利息】

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満の場合 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上の場合 通帳または証書記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とします。

5 【預金の解約】

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【自由金利型定期預金（M型）規定】

2020年4月1日 現在

1 【自動継続】

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【預金の支払時期】

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3 【利息】

- (1) 自由金利型定期預金（M型）の場合

- ①自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合

- A. 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- B. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- ②自由金利型定期預金（M型）（単利型）の場合

- A. 自由金利型定期預金（M型）（単利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- (A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り中間払利息を定期預金とすることができます。

- a. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- b. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- c. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

(B) 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」といいます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) 自動継続自由金利型定期預金(M型)の場合

①自動継続自由金利型定期預金(M型)(複利型)の場合

A. 自動継続自由金利型定期預金(M型)(複利型)の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下第3条の(2)の①および②において同じです。)から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については第1条(2)の利率。以下、自由金利型定期預金(M型)の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

②自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型)の場合

A. 自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型)の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

(A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「リレー自由金利型2年定期預金(M型)」)といます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

(B) 満期払利息は満期日に支払います。

B. この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

(A) 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期

日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(B) リレー自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

a. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

b. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にそのリレー自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計してリレー自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

(C) 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(D) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

C. 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第5条により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じて、この預金の預入日の店頭表示の利率(別に定めをしたときは、その定めによります。)をもとに算出した利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型については6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 1年未満 | 預入日の6か月ものの約定利率×70% |
| ③ 2年未満 | 預入日の1年ものの約定利率×70% |
| ④ 3年未満 | 預入日の2年ものの約定利率×70% |
| ⑤ 4年未満 | 預入日の3年ものの約定利率×70% |
| ⑥ 5年未満 | 預入日の4年ものの約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【中間利息定期預金】

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

① 中間利息定期預金については、通帳での預入れの場合は通帳に記入し、証書での預

入れの場合は原則として預金証書を発行しないこととし、中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、第3条の(2)の②のBの(B)のbの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

5 【預金の解約】

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(3) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(4) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

④相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

⑤前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

⑥第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

③この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

④借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。

(6) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(7) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について

当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【自由金利型定期預金規定】

2020年4月1日 現在

1 【自動継続】

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【預金の支払時期】

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3 【利息】

(1) 自由金利型定期預金の場合

①自由金利型定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

b. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

②この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) 自動継続自由金利型定期預金の場合

①自動継続自由金利型定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、第3条（2）①および②において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については第1条（2）の利率。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当

日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

B. 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

②この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

B. 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

C. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

③継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第4条により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数に応じて、この預金の預入日の店頭表示の利率（別に定めをしたときは、その定めによります。）をもとに算出した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 1年未満 | 預入日の6か月ものの約定利率×70% |
| ③ 2年未満 | 預入日の1年ものの約定利率×70% |
| ④ 3年未満 | 預入日の2年ものの約定利率×70% |
| ⑤ 4年未満 | 預入日の3年ものの約定利率×70% |
| ⑥ 5年未満 | 預入日の4年ものの約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【預金の解約】

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

5 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(5) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限

が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (6) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ⑦相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ⑧前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ⑨第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ⑤この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ⑥借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。
- (8) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (9) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【変動金利定期預金規定】

2020年4月1日 現在

1 【自動継続】

- (1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）もしくは自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【預金の支払時期】

この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3 【利率の変更】

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。第3条および第4条（2）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）もしくは自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4 【利息】

(1) 変動金利定期預金の場合

①変動金利定期預金（複利型）の場合

- A. 変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- B. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②変動金利定期預金（単利型）の場合

- A. 変動金利定期預金（単利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- (A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- (B) 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- B. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) 自動継続変動金利定期預金の場合
- ①自動継続変動金利定期預金（複利型）の場合
- A. 自動継続変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- B. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- ②自動継続変動金利定期預金（単利型）の場合
- A. 自動継続変動金利定期預金（単利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
- (A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- (B) 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条（2）の利率。

以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座に入金できずに現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第5条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型については6か月複利の方法で計算)し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 【預金の解約】

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

(7) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(8) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

⑩相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

⑪前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ⑫第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。
- (6) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしします。
- ⑦この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとしします。
- ⑧借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとしします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要としします。
- (10) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとしします。
- (11) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

以 上

【かぎん積立定期預金「ポケット」規定】

2020年4月1日 現在

1 【預金の預入れ等】

- (1) この預金の預入れは、1口3,000円以上とします。ただし、窓口および現金自動預金支払機での追加預入は1口1,000円以上とします。なお、預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預金支払機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、その現金自動預金支払機に表示された範囲内とし、現金自動預金支払機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2 【口座振替による預入れ】

- (1) この預金は、お申出による積立額を毎月、そのほか年6回まで一定日に増額積立を口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額等は、口座振替依頼書に記載の内容によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
 - ①指定預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または指定預金口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または、貸越金が増加するとき。
 - ②この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 相続の開始、その他口座振替契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日に口座振替の契約は解約されるものとし、その事由が消滅した後に、あらためて口座振替依頼書の提出がない限り、口座振替による預入れは行いません。
- (3) 指定預金口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替のとりやめを希望する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3 【満期日】

- (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき一定の年、月および日（以下「おまとめ日」といいます。）を指定してください。預金口座開設日から初回「おまとめ日」までと、初回「おまとめ日」から、あらかじめ指定を受けた一定の期間（以下「おまとめサイクル」といいます。）ごとの各応当日を積立期間とします。おまとめサイクルは1年、2年、3年、4年、5年の中から指定することができます。
- (2) 第1条ないし第3条による預金（以下この預金を「積立預金」という。）は、その預入日から最初に到来するおまとめ日を満期日とする期間1か月から1年未満、3年から5年の自由金利型定期預金（M型）、または期間1年から3年未満の期日指定定期預金のいずれかとしてお預りします。ただし、おまとめ日の1か月前応当日の翌日から、そのおまとめ日の前日までの間に預入れされる積立預金は、最初に到来するおまとめ日の次回のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または期日指定定期預金としてお預りします。

4 【自動継続】

- (1) おまとめ日に満期となったすべての積立預金および、満期日以前であっても積立部に預入れされたすべての積立預金は、これを取りまとめその元利金の合計額をもって預入額とし、自動的に期間1年のリレー自由金利型定期預金（M型）（以下「おまとめ定期預金」といいます。）を作成します。おまとめ定期預金は本積立通帳のおまとめ部に預入れできます。この場合、満期日以前の積立預金は中途解約となります。なお、おまとめ定期預金の届出印は、積立預金の届出印を引き続き使用するものとします。
- (2) おまとめ定期預金は、満期日に1口ごとにその元利金の合計額をもって預入額とし前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

5 【預金の支払時期等】

この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。

6 【利息】

- (1) 自由金利型定期預金（M型）の場合には、その利息は、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率によって、預入金額ごとに、その預入日から満期日の前日までの期間に応じ、期間1か月から1年未満は単利、期間3年から5年は複利の方法により計算し、元金に組入れます。
- (2) 期日指定定期預金の場合には、その利息は、次のとおり取扱います。
 - ①利息は、預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の「2年未満」利率。
 - B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の「2年以上」利率。
 - ②利息は、継続日に元金に組入れます。
- (3) 継続後の預金についても同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更します。新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、第4条（1）および（2）ならびに第6条（1）および（2）②の規定にかかわらず、利息は元金に組入れることなく、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (5) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または、書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じて次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ①自由金利型定期預金（M型）、リレー自由金利型定期預金（M型）の場合
この預金の預入日の店頭表示の利率（別に定めをしたときは、その定めによります）

以下それぞれ「約定利率」といいます。)をもとに算出した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。

- | | |
|----------|--------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B. 1年未満 | 預入日の6か月ものの約定金利×70% |
| C. 2年未満 | 預入日の1年ものの約定金利×70% |
| D. 3年未満 | 預入日の2年ものの約定金利×70% |
| E. 4年未満 | 預入日の3年ものの約定金利×70% |
| F. 5年未満 | 預入日の4年ものの約定金利×70% |

②期日指定定期預金の場合

この預金の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(7) この預金の付利単位は1円とします。

7 【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。なお、本通帳のおまとめ部に作成したリレー自由金利型定期預金(M型)は当行の定める現金自動預金支払機で解約できます。その取扱は別途かぎんカード規定によります。

8 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (9) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

⑬相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

⑭前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

⑮第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

るものとします。

(7) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

⑨この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

⑩借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。

(12) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(13) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【かぎん積立定期預金「旅行積立らくらく」規定】

2020年4月1日 現在

1 【預金の預入れ等】

- (1) かぎん積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは、1口1,000円以上です。なお、預入れのときは、必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預金支払機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、その現金自動預金支払機に表示された範囲内とし、現金自動預金支払機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2 【口座振替による預入れ】

- (1) この預金は、お申出による積立額を毎月、そのほか年4回まで一定日に増額積立を口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額等は、口座振替依頼書に記載の内容によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
 - A. 指定預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または指定預金口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または、貸越金が増加するとき。
 - B. この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用を受けており振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 相続の開始、その他口座振替契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日に口座振替の契約は解除されるものとし、その事由が消滅した後に、あらためて口座振替依頼書の提出がない限り、口座振替による預入れは行いません。
- (3) 指定預金口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替のとりやめを希望する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3 【預金の種類、継続の方法等】

- (1) この預金口座を開設するときは、口座開設日から3か月以上1年3か月未満の特定の日を「まとめ日」とします。
- (2) 各預入れまたは継続の都度、あらかじめ指定を受けたまとめ日までの預入れ期間および金額に応じた自由金利型定期預金（M型）を作成しこの預金に預入れます。
- (3) 前項（2）の定期預金は、まとめ日の3か月前までに積立てられた預金について、まとめ日に、元利合計金額をもってその金額に応じて一口のかぎんリレー自由金利型定期預金（M型）（1年）に継続します。

4 【預金の支払時期等】

この預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

5 【利息】

この預金の利息は、次のとおり取扱います。

- (1) 預入金額ごとに、その預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日現在における

当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、元金に組入れます。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日から適用します。

- (2) この預金の利息は付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率。）によって、1年を365日として日割計算し、元金に組入れます。
- (3) 継続後の預金についても前2項と同様の方法によります。ただし、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、第3条（2）、（3）、第5条（1）、（2）の規定にかかわらず、利息は元金に組入れず、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (5) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じて、この預金の預入日の店頭表示の利率（別に定めをしたときは、その定めによります。以下それぞれ「約定利率」といいます。）をもとに算出した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 1年未満 預入日の6か月ものの約定利率×70%
 - C. 2年未満 預入日の1年ものの約定利率×70%

6 【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計金額の一部に相当する金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
 - ①同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が少ないものからとします。
 - ②前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

7 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (10) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人と

なっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(11) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

⑩相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

⑪前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

⑫第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(8) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。

(14) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(15) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【かぎん積立定期預金「年輪」規定】

2020年4月1日 現在

1 【預金の預入れ等】

- (1) この預金の預入れは、1口30,000円以上とします。なお、預入れのときは、必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預金支払機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、その現金自動預金支払機に標示された範囲内とし、現金自動預金支払機が現金を確認したうえで受入の手続きをします。

2 【口座振替による預入れ】

- (1) この預金は、お申出による積立額を毎月、そのほか年4回まで一定日に増額積立を口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額等は、口座振替依頼書に記載の内容によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
 - A. 指定預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または指定預金口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または、貸越金が増加するとき。
 - B. この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用を受けており振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 相続の開始、その他口座振替契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日に口座振替の契約は解約されるものとし、その事由が消滅した後にあらためて口座振替依頼書の提出がない限り、口座振替による預入れは行いません。
- (3) 指定預金口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替のとりやめを希望する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3 【預金の種類、継続の方法等】

- (1) この預金口座を開設するときは、口座開設日から3か月以上1年3か月未満の特定の日を「まとめ日」とします。
- (2) 各預入れまたは継続の都度、あらかじめ指定を受けたまとめ日までの預入れ期間および金額に応じた自由金利型定期預金（M型）を作成しこの預金に預入れます。
- (3) 前項（2）の定期預金は、まとめ日の3か月前までに積立てられた預金について、まとめ日に、元利合計金額をもってその金額に応じて一口のかぎんリレー自由金利型定期預金（M型）（1年）に継続します。

4 【預金の支払時期等】

この預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。

5 【利息】

この預金の利息は、次のとおり取扱います。

- (1) 預入金額ごとに、その預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日現在における

当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、元金に組入れます。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率。）にとって、1年を365日として日割計算し、元金に組入れます。

- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。ただし、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、第3条（2）、（3）、第5条（1）、（2）の規定にかかわらず、利息は元金に組入れず、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (4) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (5) この預金を第6条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この定期預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 1年未満 預入日の6か月ものの約定利率×70%
 - C. 2年未満 預入日の1年ものの約定利率×70%

6 【預金の解約】

この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

7 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

【かぎん積立定期預金「マイフォト通帳」規定】

2020年4月1日 現在

1 【預金の預入れ等】

- (1) この預金の預入れは、1口3,000円以上（増額積立時1口10,000円以上）とします。ただし、窓口および現金自動預金支払機での追加預入は1口1,000円以上とします。なお、預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預金支払機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、その現金自動預金支払機に表示された範囲内とし、現金自動預金支払機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

2 【口座振替による預入れ】

- (1) この預金は、お申出による積立額を毎月、そのほか年6回まで一定日に増額積立を口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額等は、口座振替依頼書に記載の内容によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
 - ①指定預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または指定預金口座が総合口座の場合で、貸越金が発生または、貸越金が増加するとき。
 - ②この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 相続の開始、その他口座振替契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日に口座振替の契約は解約されるものとし、その事由が消滅した後に、あらためて口座振替依頼書の提出がない限り、口座振替による預入れは行いません。
- (3) 指定預金口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびにこの口座振替のとりやめを希望する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

3 【満期日】

- (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき一定の年、月および日（以下「おまとめ日」といいます。）を指定してください。預金口座開設日から初回「おまとめ日」までと、初回「おまとめ日」から、あらかじめ指定を受けた一定の期間（以下「まとめサイクル」といいます。）ごとの各応当日を積立期間とします。まとめサイクルは1年、2年、3年、4年、5年の中から指定することができます。
- (2) 第1条ないし第3条による預金（以下この預金を「積立預金」という。）は、その預入日から最初に到来するおまとめ日を満期日とする期間1か月から1年未満、3年から5年の自由金利型定期預金（M型）、または期間1年から3年未満の期日指定定期預金のいずれかとしてお預りします。ただし、おまとめ日の1か月前応当日の翌日から、そのおまとめ日の前日までの間に預入れされる積立預金は、最初に到来するおまとめ日の次回のおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または期日指定定期預金としてお預りします。

4 【自動継続】

- (1) おまとめ日に満期となったすべての積立預金および、満期日以前であっても積立部に預入れされたすべての積立預金は、これを取りまとめその元利金の合計額をもって預入額とし、自動的に期間1年のリレー自由金利型定期預金（M型）（以下「おまとめ定期預金」といいます。）を作成します。おまとめ定期預金は本積立通帳のおまとめ部に預入れできます。この場合、満期日以前の積立預金は中途解約となります。なお、おまとめ定期預金の届出印は、積立預金の届出印を引き続き使用するものとします。
- (2) おまとめ定期預金は、満期日に1口ごとにその元利金の合計額をもって預入額とし前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

5 【預金の支払時期等】

この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。

6 【利息】

- (1) 自由金利型定期預金（M型）の場合には、その利息は、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の定期預金利率によって、預入金額ごとに、その預入日から満期日の前日までの期間に応じ、期間1か月から1年未満は単利、期間3年から5年は複利の方法により計算し、元金に組入れます。
- (2) 期日指定定期預金の場合には、その利息は、次のとおり取扱います。
 - ①利息は、預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の「2年未満」利率。
 - B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の「2年以上」利率。
 - ②利息は、継続日に元金に組入れます。
- (3) 継続後の預金についても同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更します。新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用をうけている場合で、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、第4条（1）および（2）ならびに第6条（1）および（2）②の規定にかかわらず、利息は元金に組入れることなく、あらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (5) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または、書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じて次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ①自由金利型定期預金（M型）、リレー自由金利型定期預金（M型）の場合
この預金の預入日の店頭表示の利率（別に定めをしたときは、その定めによります）

以下それぞれ「約定利率」といいます。)をもとに算出した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算します。

- | | |
|----------|--------------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B. 1年未満 | 預入日の6か月ものの約定金利×70% |
| C. 2年未満 | 預入日の1年ものの約定金利×70% |
| D. 3年未満 | 預入日の2年ものの約定金利×70% |
| E. 4年未満 | 預入日の3年ものの約定金利×70% |
| F. 5年未満 | 預入日の4年ものの約定金利×70% |

②期日指定定期預金の場合

この預金の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|---------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7 【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。なお、本通帳のおまとめ部に作成したリレー自由金利型定期預金(M型)は当行の定める現金自動預金支払機で解約できます。その取扱は別途かぎんカード規定によります。

8 【手数料】

この預金の新規通帳発行手数料として、別途定める当行所定のお取引がある場合をのぞき、当行所定の発行手数料をいただきます。

9 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の

保証債務から相殺されるものとします。

⑳前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
21第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(9) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

㉓この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

㉔借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。

(16) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(17) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上